

○指宿市子ども医療費助成条例

平成18年 1 月 1 日

条例第91号

改正 平成18年12月27日条例第236号

平成20年 3 月28日条例第14号

平成23年 3 月29日条例第 4 号

(題名改称)

平成25年 3 月28日条例第10号

平成27年 3 月26日条例第16号

(題名改称)

(目的)

第1条 この条例は、子どもに係る医療費の一部を助成することにより、子どもの疾病の早期発見と早期治療を促進し、もって子どもの健康の保持と健やかな育成を図ることを目的とする。

(平23条例 4 ・ 平27条例16 ・ 一部改正)

(定義)

第2条 この条例において「子ども」とは、出生の日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

2 この条例において「助成対象の子ども」とは、医療保険各法に規定する被保険者又は被扶養者である子どもで、市の区域内に住所を有するものをいう。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としな

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯に属する子ども

(2) 指宿市重度心身障害者医療費助成条例（平成18年指宿市条例第100号）の規定による助成対象者

(3) 指宿市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例（平成18年指宿市条例第93号）の規定による助成対象者

3 この条例において「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

(1) 健康保険法（大正11年法律第70号）

(2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）

(3) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

(4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）

(5) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）

(6) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

4 この条例において「保険給付」とは、医療保険各法に規定する療養の給付、療養費、訪問看護療養費、家族療養費及び家族訪問看護療養費をいう。

5 この条例において「一部負担金」とは、医療保険各法の規定により保険給付を受ける者が負担すべき額をいう。

(平18条例236・平20条例14・平23条例4・平25条例10・平27条例16・一部改正)

(助成対象者)

第3条 子どもに係る医療費の助成の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、助成対象の子どもの現に監護している者とする。

(平23条例4・平27条例16・一部改正)

(助成)

第4条 市長は、助成対象の子どもの受けた保険給付に係る一部負担金を、医療保険各法に規定する保険医療機関、保険薬局等（以下「保険医療機関等」という。）に支払った助成対象者に対して、子ども医療費助成金（以下「助成金」という。）を支給する。

2 助成金の額は、月の初日から末日までの間における一部負担金

の合計額とする。この場合において、当該助成対象者が次に掲げる給付を受けるときは、当該助成対象者が支払った一部負担金から当該給付の額に相当する額を減じた額をもって、当該助成対象者の一部負担金とみなす。

(1) 国又は地方公共団体の負担する医療に係る給付

(2) 医療保険各法の規定により支給される高額療養費

(3) 医療保険各法に基づく規約又は定款の定めによりなされる付加給付

(4) 前3号に定めるもののほか、法令の定めによりなされる医療に係る給付

3 前項の規定にかかわらず、市長は、助成対象の子どものに係る医療費の助成を受ける者が当該助成に係る医療に関し医療機関に支払った証明手数料のうち、証明1件につき50円を限度として助成する。

(平20条例14・平23条例4・平25条例10・平27条例16・一部改正)

(受給資格者の登録)

第5条 助成対象者は、規則で定めるところにより、助成金受給資

格者登録（以下「登録」という。）を受けなければならない。

2 登録を受けた助成対象者（以下「受給資格者」という。）は、登録事項に変更を生じたときは、速やかに、市長に届け出なければならない。この場合において、受給資格者が自ら届け出ることができないときは、その事情を明らかにして、他の者が届け出ることができるものとする。

（受給資格者証の交付）

第6条 市長は、登録を行ったときは、当該受給資格者に対して、子ども医療費助成金受給資格者証（以下「資格者証」という。）を交付する。

（平18条例236・平23条例4・平27条例16・一部改正）

（資格者証の提示）

第6条の2 助成対象の子どもが保険給付を受けようとするときは、その都度医療保険各法に規定する被保険者又は被扶養者であることを証する書面（以下「被保険者証」という。）とともに資格者証を提示しなければならない。

（平18条例236・追加，平23条例4・平27条例16・一部改正）

（助成金の支給申請）

第7条 受給資格者は、助成金の支給を受けようとするときは、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 前条の規定により県内の保険医療機関等で被保険者証と資格者証を提示して保険給付を受けたときは、当該保険医療機関等から提供される情報に基づき、鹿児島県国民健康保険団体連合会から市長に当該保険給付に係る費用額その他助成金の算定に必要な事項が通知されたことをもって、前項の規定による助成金の申請があったものとみなす。

3 第1項の申請は、助成対象の子どもが、保険給付を受けた日の属する月の翌月から起算して6月を超えるときは、行うことができない。ただし、やむを得ない事情があると市長が認めたときは、この限りでない。

（平18条例236・平23条例4・平27条例16・一部改正）

（助成金の支給）

第8条 市長は、前条第1項の規定による申請があったとき、又は前条第2項の規定による申請があったものとみなされるときは、その内容を審査して、助成金の額を決定し、当該申請に係る受給

資格者に助成金を支給する。

(平18条例236・一部改正)

(助成金の返還)

第9条 市長は、助成金の支給を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、既に支給した助成金の全部又は一部を返還させるものとする。

(1) 偽りその他不正な行為により助成金の支給を受けたと認められるとき。

(2) 子どもの受けた保険給付の原因が第三者の行為によって生じたものである場合において、当該第三者が損害を賠償したとき。

(平23条例4・平27条例16・一部改正)

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の指宿市乳幼児医療費助成条例（昭和48年指宿市条例第38号）、山川町乳幼児医療費助成に関する条例（昭和48年山川町条例第209号）又は開聞町乳幼児医療費助成条例（平成9年開聞町条例第20号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年12月27日条例第236号）

(施行期日)

1 この条例は、平成19年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の指宿市乳幼児医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後の診療に係る医療費の助成について適用し、同日前の診療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成20年3月28日条例第14号）

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の指宿市乳幼児医療費助成条例の規定は、この条例の施

行の日以後の診療に係る医療費の助成について適用し、同日前の診療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成23年 3 月29日条例第 4 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成23年 6 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の指宿市乳幼児等医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後の診療に係る医療費の助成について適用し、同日前の診療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成25年 3 月28日条例第10号）

（施行期日）

1 この条例は、平成25年 6 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の指宿市乳幼児等医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後の診療に係る医療費の助成について適用し、同日前の診療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成27年 3 月26日条例第16号）

（施行期日）

1 この条例は、平成27年10月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の指宿市子ども医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後の診察に係る医療費の助成について適用し、同日前の診察に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

○指宿市子ども医療費助成条例施行規則

平成18年1月1日

規則第63号

改正 平成18年12月28日規則第203号

平成20年3月31日規則第21号

平成22年8月31日規則第23号

平成23年4月28日規則第19号

(題名改称)

平成27年6月26日規則第17号

平成27年9月28日規則第24号

(題名改称)

平成28年4月1日規則第24号の2

平成28年12月8日規則第43号

(趣旨)

第1条 この規則は、指宿市子ども医療費助成条例（平成18年指宿市条例第91号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(平23規則19・平27規則24・一部改正)

(受給資格者の登録等)

第2条 条例第5条第1項の規定による登録は、次に掲げる事項について行う。

(1) 子ども 氏名，個人番号，性別，生年月日，住所及び監護している者との続柄

(2) 子どもを監護している者 氏名，個人番号及び住所

(3) 子どもに係る医療保険 保険の種類，被保険者証の記号・番号，被保険者の氏名・個人番号・性別・生年月日，子どもとの続柄，住所及び資格取得年月日

(4) 前号の医療保険の保険者 所在地，名称，付加給付の有無及び給付割合

(5) 世帯員の市町村民税の課税の有無 当該年度及び前年度の課税の有無

(6) 前各号に掲げるもののほか，市長が必要と認める事項

(平23規則19・平27規則24・平28規則43・一部改正)

(登録申請)

第3条 登録を受けようとする助成対象者は、子ども医療費助成金受給資格者登録申請書（第1号様式）により市長に申請しなけれ

ばならない。

(平23規則19・平27規則24・一部改正)

(受給資格者証の交付等)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは内容を審査し、相当と認めるときは、子ども医療費助成金受給資格者台帳(第2号様式)に登録及び所要事項の記載を行うとともに、子ども医療費助成金受給資格者証(第3号様式。以下「資格者証」という。)を作成し、当該申請をした助成対象者に交付する。

2 受給資格者は資格者証を破損、汚損又は亡失したときは、子ども医療費助成金受給資格者証再交付申請書(第4号様式)を市長に提出し、資格者証の再交付を受けるものとする。

(平23規則19・平27規則24・一部改正)

(登録事項変更の届出)

第5条 条例第5条第2項の規定による登録事項の変更の届出は、子ども医療費助成金受給資格者登録事項変更届(第5号様式)に資格者証を添えて行うものとする。

(平23規則19・平27規則24・一部改正)

(助成金の支給申請)

第6条 条例第7条第1項の規定による助成金の支給申請は、医療保険各法に規定する保険医療機関又は保険薬局(以下「保険医療機関等」という。)の証明(保険医療機関等が領収証を発行するときは、当該領収証)を付した子ども医療費助成金支給申請書(第6号様式)に資格者証を添えて行うものとする。

(平18規則203・平23規則19・平27規則24・一部改正)

(助成金の決定)

第7条 市長は、条例第7条第2項の規定により申請があったものとみなされるとき、又は前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、助成金の支給の可否及び助成金の額を決定し、子ども医療費助成金支給明細書(第7号様式)に記載するとともに子ども医療費助成金支給(申請却下)決定通知書(第8号様式)により、当該申請をした受給資格者に通知する。

(平18規則203・平23規則19・平27規則24・一部改正)

(資格者証の返還)

第8条 受給資格者は、その監護する子どもが子ども医療費助成対象の子どもでなくなったときは、速やかに資格者証を市長に返還しなければならない。

(平23規則19・平27規則24・一部改正)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の指宿市乳幼児医療費助成条例施行規則（昭和48年指宿市規則第37号）、山川町乳幼児医療費助成に関する条例施行規則（昭和48年山川町規則第101号）又は開聞町乳幼児医療費助成条例施行規則（平成9年開聞町規則第8号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年12月28日規則第203号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年3月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の指宿市乳幼児医療費助成条例施行規則の規定は、この条例の施行の日以降の診療分に係る助成金の支給について適用し、同日前の診療分に係る助成金の支給については、なお従前の

例による。

- 3 この規則の施行の際、現に改正前の指宿市乳幼児医療費助成条例施行規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成20年3月31日規則第21号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(様式に関する経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にある改正前の様式による用紙については、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成22年8月31日規則第23号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年9月1日から施行する。

(様式に関する経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にある改正前の様式による用紙については、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成23年4月28日規則第19号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成23年6月1日から施行する。
(様式に関する経過措置)
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の様式による用紙については、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則 (平成27年6月26日規則第17号)
(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年8月10日から施行する。
(様式に関する経過措置)
- 2 この規則の施行の際、現にある改正前の様式による用紙については、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則 (平成27年9月28日規則第24号)
(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年10月1日から施行する。
(様式に関する経過措置)
- 2 この規則の施行の際、現にある改正前の指宿市乳幼児等医療費助成条例施行規則の様式による用紙については、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則 (平成28年4月1日規則第24号の2)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年12月8日規則第43号)
(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(様式に関する経過措置)
- 2 この規則の施行の際、現にある改正前の指宿市子ども医療費助成条例施行規則の様式による用紙については、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

第1号様式 (第3条関係)
(平28規則43・全改)

第2号様式 (第4条関係)
(平27規則24・全改)

第3号様式 (第4条関係)
(平27規則24・全改)

第4号様式 (第4条関係)

(平27規則24・全改)

第5号様式(第5条関係)

(平27規則24・全改)

第6号様式(第6条関係)

(平27規則24・全改)

第7号様式(第7条関係)

(平27規則24・全改)

第8号様式(第7条関係)

(平27規則24・全改, 平28規則24の2・一部改正)